

平成28年3月2日

橘処理センター整備事業に係る条例環境影響評価審査書の公告について（お知らせ）

当該指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第25条第1項の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

- 1 指定開発行為者
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
川崎市長 福田 紀彦
- 2 指定開発行為の名称及び所在地
橘処理センター整備事業
川崎市高津区新作1丁目1787番3ほか
- 3 条例環境影響評価審査書公告年月日
平成28年3月2日（水）
- 4 問合せ先
名 称：川崎市環境局施設部施設建設課
所在地：川崎市川崎区宮本町1番地
電 話：044-200-2554

（川崎市環境局環境評価室担当）
電話（044）200-2156

**橋処理センター整備事業に係る
条例環境影響評価審査書**

平成28年3月

川 崎 市

橋処理センター整備事業（以下「指定開発行為」という。）は、川崎市（以下「指定開発行為者」という。）が、高津区新作1丁目1787番3ほかの橋処理センター等の約2.5haの区域において、「川崎市一般廃棄物処理基本計画（かわさきチャレンジ・3R）」（平成17年4月策定）に基づき、これまでの4処理センター体制から3処理センター体制に移行するため、都市施設（ごみ焼却場）の区域の変更を前提として、老朽化した既存のごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設を解体し、新たにごみ焼却処理施設及びミックスペーパー資源化処理施設を建設するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、平成25年4月1日に環境配慮計画書を提出した。その後、条例に基づく手続を経て、複数案の絞り込みを行い、平成26年4月7日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価方法書（以下「条例方法書」という。）を提出した。その後、条例に基づく手続を経て、条例方法審査書に基づき、指定開発行為が環境に及ぼす影響を調査、予測及び評価を行い、平成27年6月8日に条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、指定開発行為者が作成した条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

さらに、関係住民からの申出に基づき公聴会を開催した。これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、平成28年2月23日に答申を得た。

市では、この答申を踏まえ、本審査書を作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：川崎市

代表者：川崎市長 福田 紀彦

住 所：川崎市川崎区宮本町1番地

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：橋処理センター整備事業

種 類：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）
廃棄物処理施設の新設（第1種行為）

（川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の1の項及び7の項に該当）

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市高津区新作1丁目1787番3ほか

区域面積：約24,500㎡

用途地域：準工業地域、準住居地域

(4) 計画の概要

ア 目的

ごみ焼却処理施設及びミックスペーパー資源化処理施設の建設

イ 土地利用計画（造成地盤上部）

| 土地利用区分 | 面積（㎡） | 構成比（％） | 備考 |
|-------------------------|----------|--------|--------|
| ごみ焼却処理施設 | 約 6,820 | 27.8% | 煙突含む |
| ミックスペーパー資源化処理施設 | 約 1,300 | 5.3% | 渡り廊下含む |
| リサイクルコミュニティセンター （既設） | 約 420 | 1.7% | |
| エレベーター（EV） | 約 80 | 0.3% | |
| 床版 | 約 1,020 | 4.2% | |
| 車路等 | 約 8,660 | 35.4% | |
| 緑化地 | 約 5,190 | 21.2% | |
| 屋上緑化 | 約 1,010 | 4.1% | |
| 合計 | 約 24,500 | 100.0% | |

ウ 建築計画等

| 施設の種類・名称 | 建築面積 (㎡) | 延べ面積 (㎡) | 構造 ^{注1)} | 階 数 | 建物高さ (m) |
|--------------------------|-----------------------|-------------|--------------------|------------------|-----------------------|
| ごみ焼却処理施設 | 約 6,910 | 約 18,030 | RC 造、一部 SRC、S 造 | 地上 4 階 地下 3 階 | 35.00 (TP+34m より) |
| 煙突 | 約 100 | 約 100 | RC 造 | — | 100.00 (TP+32m より) |
| ミックスペーパー資 源化処理施設 | 約 1,920 | 約 5,190 | RC 造 | 地上 1 階 地下 3 階 | 20.00 (TP+34m より) |
| リサイクルコミュニ ティセンター (既設) | 約 420 | 約 960 | S 造 | 地上 3 階 | 9.95 (TP+38m より) |
| その他 ^{注3)} | 約 3,350 | 約 6,870 | — | — | — |
| 合 計 | 約 12,700 | 約 31,150 | — | — | — |
| 敷地面積 | 約 24,500 ㎡ | | | | |
| 建ぺい率 | 約 52% | | | | |
| 容積率 | 約 123% ^{注2)} | | | | |
| 緑被率 | 約 25.3% | | | | |

注1) S 造：鉄骨造、RC 造：鉄筋コンクリート造、SRC 造：鉄骨鉄筋コンクリート造

注2) 容積率は、容積対象控除部（駐車場）約 1,070 ㎡を控除した値で算出したものである。

注3) 造成地盤等

エ 処理施設計画

| 施設 | 項目 | 仕様等 |
|-----------------|--------|---|
| ごみ焼却処理施設 | 施設規模 | 600 t /24 時間 (200 t × 3 炉) |
| | 処理方式 | 焼却施設 (ストーカ式) |
| | 搬入・処理日 | 搬入：6 日/週 処理日：通年 |
| | 余熱利用 | 高効率な発電設備を設置し、施設内の電力を賄うとともに、余剰電力の売電を行う。また、蒸気についても、場内及び隣接する川崎市民プラザに供給する。 |
| ミックスペーパー資源化処理施設 | 施設規模 | 45 t / 5 時間 |
| | 処理方式 | 手選別、圧縮梱包方式 |
| | 搬入・処理日 | 搬入：6 日/週 処理日：6 日/週 |
| | 処理対象 | 菓子箱、投込チラシ、ティッシュ箱、包装紙、コピー用紙、ダイレクトメール、紙袋、メモ用紙、シュレッダー紙、封筒、トイレットペーパーの芯、写真、カーボン紙、パンフレット、感熱紙、紙コップ、リーフレット、画用紙、レシート、合成紙 (窓付き封筒も含む)、などの紙類。 ※資源集団回収等の対象 (新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック等)、不衛生な紙、臭いの強い紙は除く |

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、ごみ焼却処理施設及びミックスペーパー資源化処理施設の建設であり、工事中における大気質、地盤（変状）、騒音、振動、交通安全対策や供用時の大気質、悪臭等、計画地周辺に対する生活環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置等に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、本計画は、民間から技術提案を求める性能発注方式により事業を進める計画としていることから、今後、詳細な事業計画が決定する段階では、条例準備書に記載した予測結果等を検証し、必要に応じて環境保全のための措置の追加等を検討するとともに、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、関係住民の問合せ窓口等について周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

建設機械の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.042ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）が0.070mg/m³で、いずれも環境基準（二酸化窒素：0.04ppm～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：0.10mg/m³以下）を満足すると予測している。また、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度（1時間値）の最大値は、二酸化窒素が0.192ppmで、中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値（0.1ppm～0.2ppm）を満足し、浮遊粒子状物質が0.083mg/m³で、環境基準（0.20mg/m³以下）を満足すると予測している。さらに、可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.037ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）が0.062mg/m³で、いずれも環境基準を満足すると予測

している。さらに、工事用車両が特定の日又は時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

一方、供用時の排ガスの排出に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化硫黄（日平均値の2%除外値）が0.003ppm、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.039ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）が0.067mg/m³、ダイオキシン類（年平均値）が0.025020pg-TEQ/m³、水銀（年平均値）が0.002625μg-Hg/m³で、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類は環境基準（二酸化硫黄：0.04ppm以下、二酸化窒素：0.04ppm～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：0.10mg/m³以下、ダイオキシン類：0.6pg-TEQ/m³以下）を満足し、水銀は環境保全目標（0.04μg-Hg/m³以下）を満足すると予測している。また、一般的な気象条件時及び特殊気象条件時（上層逆転時、接地逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ時）における短期将来濃度（1時間値）の最大値は、二酸化硫黄が0.0033ppm（接地逆転層崩壊時）、二酸化窒素が0.0388ppm（接地逆転層崩壊時）、浮遊粒子状物質が0.0278mg/m³（上層逆転時）、塩化水素が0.00252ppm（接地逆転層崩壊時）で、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質は環境基準（二酸化硫黄：0.1ppm以下、浮遊粒子状物質：0.20mg/m³以下）を満足し、二酸化窒素は中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値を満足し、塩化水素は環境保全目標（0.02ppm以下）を満足すると予測している。さらに、バグフィルタ、触媒脱硝装置等の処理効率の高い最新の排出ガス処理装置の導入を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、ごみ焼却処理施設の稼働時には、ごみ質の違いにより排出ガス量の変動することから、排出ガス量が大きくなる場合のごみ質における短期将来濃度についても予測し、条例環境影響評価書（以下「条例評価書」という。）で明らかにすること。

また、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

イ 悪 臭

本計画における供用時のごみ焼却処理施設からの排ガスの排出に伴う悪臭については、臭気指数の最大値が 10 未満で、環境保全目標（午前 8 時から午後 11 時まで：18 以下、午後 11 時から午前 8 時まで：15 以下）を満足すると予測している。さらに、燃焼温度、ガス滞留時間等について基準を定めて燃焼管理を行い、安定的な燃焼を確保するなどの環境保全のための措置を講ずることから、大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度になるとしている。

また、廃棄物の貯留に伴う悪臭については、既存施設における悪臭の調査結果において特定悪臭物質の濃度は悪臭防止法に基づく規制基準を満足し、臭気指数は 10 未満で環境保全目標を満足するとしている。また、計画施設では、既存施設と同様の対策を講ずるほか、プラットホームの出入口を造成地盤下とするなどの既存施設以上の対策を講ずる計画であることから、環境保全目標（特定悪臭物質：敷地境界で規制基準以下、臭気指数：午前 8 時から午後 11 時まで：18 以下、午後 11 時から午前 8 時まで：15 以下）を満足すると予測している。さらに、プラットホームの洗浄を適宜行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度になるとしている。

しかしながら、計画地が住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

ウ 地盤（変状）

本計画の掘削工事では、工事に先立ち仮設土留矢板等を施工してから掘削を行い、アースアンカー等により山留めした後で、建築物を構築し、掘削深度が深いごみピット部分については、剛性や遮水性の高い山留め壁等を打設し、地盤を安定させるとしている。これらの山留め工法は、一般的に採用されている工法であり、必要な地質調査を行い、適切に施工する計画のため、十分に安定性を確保でき、地盤の変形が生じる可能性は低く、計画地周辺の地盤等に影響を及ぼすことは少ないと予測している。さらに、工事期間中は、地盤の変位等について、定期的にモニタ

リングを行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、掘削工事に当たっては、遮水性の高い山留め壁等を設置するとしているが、地下水の流出や浸出が発生した場合には、まず適切な止水措置を行い、それでも地下水の流出や浸出が継続する場合には地下水ピットを設けるなどの対策が必要となることから、条例評価書には予測条件に止水措置の実施についても明らかにし、地下水位が低下しないように配慮すること。

エ 土壌汚染

本計画における建設工事に伴う土壌汚染について、既存施設の解体撤去工事及び計画施設の建設工事に先立ち土壌調査を行い、その際に土壌汚染が確認された場合は、土壌汚染対策法等に基づき、適切な汚染土の処理、処分を行うとしている。さらに、汚染範囲での工事で発生する濁水の処理は、適宜性状を確認の上、適正に処理するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

一方、供用時の施設の稼働に伴う土壌汚染について、ごみ焼却処理施設では、灰ピットの床面等を水密性のコンクリートで施工することにより、ピット内の汚水が地下に浸透しないように対策を行い、また、ミックスペーパー資源化処理施設では、土壌汚染の原因となる物質の使用はないことから、土壌汚染の発生はないと予測している。さらに、重金属類が含まれる飛灰については、薬剤固化等により飛散や溶出防止の処理を行った後に搬出を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、土壌汚染の調査・対策の実施に当たっては、市関係部署と協議すること。

オ 緑（緑の質、緑の量）

(ア) 緑の質

本計画における主要植栽予定樹種は、地域の環境特性及び新たに

創出される生育環境の特性に適合し、植栽基盤の整備に必要な土壌量は683.91 m³と予測している。また、計画地内の土壌は、固結が見られ、栄養塩類が不足しているため、土壌改良が必要であると予測している。これに対し、粗耕運や施肥等の土壌改良を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られるとしている。

しかしながら、造成地盤下部の建築物は造成地盤の土壌による荷重を支えるための強度を確保する必要があるが、土壌の軽量化のために植栽基盤として人工軽量土壌を用いると、造成地盤上部の緑化地は露地植栽地の緑化地とは全く異なった土壌環境を持った植栽基盤となることから、造成地盤上部の緑化地の植栽基盤の整備に当たっては、露地の緑化地と同じ性質の土壌を用いること。

また、樹木の植栽に当たっては、シラカシ、ケヤキ等の計画地周辺で良好な生育状況の在来種を選定するように配慮するとともに、造成地盤上部においては植栽基盤の構造を考慮した樹種を選定を行うこと。

(イ) 緑の量

本計画における緑被率は約25.3%で、地域別環境保全水準(25.0%)を上回り、植栽本数は、「川崎市緑化指針」に基づく緑の量的水準を上回り、周辺の緑との連続性に配慮することで、これらと一体となり、より充実した緑環境を創出すると予測している。さらに、周辺の住宅地との緩衝帯となるよう高木・中木を中心とした緑化を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られるとしている。

しかしながら、造成地盤上部で緑化する範囲のうち、ごみ焼却処理施設の東側は屋上緑化、西側は緑化地とされているが、両者の違いが明確に示されていないことから、造成する植栽基盤の土壌の厚さについての図面を示し、必要な土壌厚を確保することで、造成地盤上部の緑化地とすることについて、植栽基盤の観点からの妥当性を条例評価書で明らかにすること。

カ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動、低周波音）

(ア) 騒音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、計画地北東側の敷地境界において 79.6 デシベルで、環境保全目標（85 デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、可能な限り最新の低騒音型建設機械を使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルは、ピーク日において 67.8～68.4 デシベルで、予測した 2 地点で環境基準（65 デシベル以下）を超過すると予測しているが、これらの地点は、現況において既に環境基準を超過しており、工事用車両の走行による増加分はいずれも最大で 0.3 デシベルと予測している。これに対し、工事用車両が集中しないよう、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

一方、供用時の施設の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、計画地南東側の敷地境界において 47.2 デシベルで、いずれの時間区分も環境保全目標（昼間：60 デシベル以下、朝・夕：55 デシベル以下、夜間：47.5 デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、機器類は可能な限り低騒音型の機器を採用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地周辺は高低差のある地形であることから、予測計算で考慮した計画地周辺の高さ等の条件については、図面等を用いて条例評価書で明らかにすること。

また、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していること、沿道における等価騒音レベルが現況において既に環境基準を超過している地点があることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を更に徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

(イ) 振 動

建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は、計画地北東側の敷地境界において62.2デシベルで、環境保全目標（75デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う振動レベルは、ピーク日ピーク時間帯において、40.5～45.7デシベルで、いずれの地点も環境保全目標（65デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、工事用車両が集中しないよう、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

一方、供用時の施設の稼働に伴う振動レベルの最大値は、計画地北東側の敷地境界において53.7デシベルで、いずれの時間区分も環境保全目標（昼間：65デシベル以下、夜間：55デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、振動の発生源となる主な機器類は、建屋内へ設置するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

(ウ) 低周波音

供用時の施設の稼働に伴う低周波音について、距離減衰を踏まえた手法におけるG特性音圧レベルは、敷地境界において75.3～80.3デシベルで、環境保全目標（92デシベル以下）を満足するものと予測している。また、既存施設との比較による手法におけるG特性音圧レベルは、敷地境界において71.9～90.2デシベルで、環境保全目標を満足し、1/3オクターブバンド音圧レベルは全ての周波数帯で、環境保全目標（物的苦情に関する参照値以下）を満足すると予測し

ている。さらに、低周波音の発生源強度を極力低減するよう、騒音・振動対策型の設備機器の採用に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、計画地が住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

キ 廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）

(ア) 一般廃棄物

供用時のごみ焼却処理施設の稼働に伴い発生する一般廃棄物は、最大処理能力で稼働した時に発生する焼却灰の量が、主灰と飛灰を合わせて1日当たり60.4トンと予測し、これらについては、搬出して埋立処分を行う等としている。

また、ミックスペーパー資源化処理施設の稼働に伴い発生する一般廃棄物は、処理不適物が発生するが、発生量は少なく、処理不適物の種類に応じて適切に処分するとしている。さらに、焼却灰については、最終処分基準を設定し、飛灰に含まれる重金属類は、薬剤固化等により溶出防止の処理を行ったのち搬出を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地が住宅等に近接していることから、焼却灰の搬出に当たっては、周辺環境への影響を防止するため、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

(イ) 産業廃棄物

工事中に発生する産業廃棄物は、既存施設の解体撤去工事では、がれき類11,257トン、金属くず4,544トン等、合計17,972トン、計画施設の建設工事では、がれき類96トン、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず54トン等、合計557トンと予測している。これらについては、許可を受けた産業廃棄物処理業者等に委託して

資源化を行う計画であり、資源化量は 16,078 トンと予測している。また、ダイオキシン類及びアスベストを含む産業廃棄物については、現時点で発生量の予測は困難であるが、既存施設の解体撤去工事に当たっては、関係法令等に基づき必要な措置を講ずるとともに、発生した廃棄物については、適正に処分するとしている。さらに、搬出運搬時には、荷崩れや飛散等が生じないように荷台カバー等を使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、既存の煙突等の解体時にダイオキシン類等の飛散が懸念されること、また、既存施設の一部でアスベスト含有建材を使用していることから、既存施設の解体等に当たっては、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

(ウ) 建設発生土

工事中に発生する建設発生土は、約 147,500 m³と予測し、建設発生土の仮置き場を計画地内で長期にわたって確保することが困難なことから、発生量の全量を「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」等に基づき、許可を得た処分地に搬出し、適正に処理するとしている。さらに、建設発生土の搬出に際し、荷崩れや土砂の飛散により、沿道への粉じん等の影響が生じないように荷台カバー等を使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、発生する建設発生土が約 147,500 m³であることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。また、処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

ク 景 観

本計画では、既存のごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設を解体し、新しくごみ焼却処理施設及びミックスペーパー資源化処理施設を整備するが、その実施に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及び地

域景観の特性の変化の程度は、建物や煙突の配置等も現状と同様であることから、主要な景観構成要素の改変は生じず、地域景観の特性の変化は少ないと予測している。

また、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度については、計画施設の煙突のみが視認される地点では、煙突の色彩や形状に変化があるものの、現況でも既存施設の煙突が視認されており、眺望の変化は小さいと予測し、計画施設の建物が視認される地点では、現況と比較して建物が大きくなるものの、大きな壁面の分節化や彩度の低い落ち着いた色彩を基本とすることなどにより、計画地の周辺環境に溶け込んだ景観を形成すると予測している。さらに、「川崎市公共空間景観形成ガイドライン」等に基づき、色彩等の配慮を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺環境と調和の保たれた景観となるとしているが、建物及び煙突の形状、外壁の色彩等については、市関係部署と協議すること。

ケ 日照阻害

本計画の実施により冬至日の平均地盤面において日影の影響を1時間以上受ける建物は36棟で、その内訳は、1時間以上2時間未満が24棟、2時間以上3時間未満が11棟、3時間以上4時間未満が1棟と予測している。さらに、日影の影響が小さくなるよう建物等の配置、形状、高さ等について配慮するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の住環境に著しい影響を与えないとしているが、冬至日の平均地盤面において、日影の影響を比較的大きく受ける建物については、その影響の程度等について住民等に説明すること。

コ テレビ受信障害

本計画の実施による地上デジタル放送のテレビ受信障害について、東京スカイツリー局の遮蔽障害は、計画施設の南西方向に発生するが、この範囲内に建物はなく、東京タワー局の遮蔽障害は、計画施設の南西方向に最大距離約1,050m、最大幅約130mの範囲で発生し、この範囲内にある建物は411棟で、テレビ神奈川局の遮蔽障害は、計画施設

の北西方向に最大距離約 70m、最大幅約 20mの範囲で発生し、この範囲内にある建物は 6 棟と予測している。反射障害については、いずれの送信局でも発生しない又は反射障害範囲が計画地内になると予測している。また、衛星放送のテレビ受信障害については、計画施設の北東及び北北東方向に発生すると予測している。これに対し、工事中におけるクレーンの未使用時は、ブームを電波到来方向に向けるなどの環境保全のための措置を講ずることから、良好な受像画質が維持され、かつ、現状を悪化させないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

サ 地域交通（交通混雑、交通安全）

交通混雑について、工事用車両の走行に伴うピーク日ピーク時間帯における交差点需要率は 0.326～0.714 で、交差点における交通処理が可能とされる交差点需要率 0.9 を下回り、車線別の混雑度は 0.103～0.886 で、円滑な交通処理が可能とされる混雑度 1.0 を下回ると予測している。さらに、工事用車両が特定の時間帯に集中しないように、工程等の管理や配車の計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

また、交通安全について、工事用車両の主要な走行ルートである子母口宿河原線は、おおむねマウンドアップ、植樹帯、ガードレールにより歩車分離がなされているが、走行ルートの一部は沿道が指定通学路になっていることから、歩行者等に対する安全への配慮が必要になると予測している。これに対し、工事用車両の出入口等には、交通整理員を配置し、歩行者等の安全確保及び交通事故防止に努めるなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していること、工事用車両ルートの一部が指定通学路になっていることから、工事に当たっては交通安全対策を最優先するとともに、事前に周辺住

民等に対し工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

シ 歴史的文化的遺産

本計画の実施に伴い土地の改変を行う範囲内には、周知の埋蔵文化財包蔵地である「新作池ノ谷遺跡(高津区 No. 73)」が存在しているが、事前に川崎市教育委員会で確認の上、工事時の立会等が行われることなどから、本計画の実施に伴う埋蔵文化財等への影響は少ないと予測している。さらに、新たに遺跡・遺物等が発見された場合には、川崎市教育委員会に速やかに報告し、具体的な調査、保存措置等について協議を行い、必要に応じて適切な措置を講ずることから、価値ある歴史的文化的文化財について保全が図られるとしている。

この評価はおおむね妥当である。

ス 安全(火災、爆発、化学物質の漏洩等)

本計画では、危険物等を取り扱うが、関係法令等に基づき使用・管理について安全対策を講ずるとともに、適切な防災体制を確立する計画とし、また、同様な安全対策を講じている既存施設では、危険物に係る事故等の安全に関する問題は生じていないことから、事故防止及び安全管理が確保されると予測している。さらに、各物質の有害危険性や緊急時の対応などについて、職員に対する教育、訓練を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずることから、人の健康の保護の観点から見て必要な事故防止、安全管理が図られるとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、計画地が住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

セ 温室効果ガス

本計画では、廃棄物の焼却により発生する廃熱を利用して、高効率発電を行い、施設内での利用や余剰電力の売電を行う計画であり、計画施設の稼働に伴う温室効果ガス排出量は 61,968.9 トン-CO₂/年、発

電による削減量は 40,212.3 トン-CO₂/年で、削減の程度は 64.9%となると予測している。さらに、隣接する川崎市民プラザに現在と同等量の蒸気を供給し、冷暖房や温水利用を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、温室効果ガスの排出量の抑制が図られるとしている。

また、施設関連車両の走行に伴う温室効果ガスの排出量は、1,099.31 トン-CO₂/年と予測している。さらに、収集運搬車両は温室効果ガスの排出がより少ないハイブリッド車両へと順次更新していくなどの環境保全のための措置を講ずることから、温室効果ガスの排出量の抑制が図られるとしている。

しかしながら、計画施設は、ごみの焼却で発生する廃熱の利用による発電などにより、エネルギー回収率を 21.5%以上とする計画としているが、東日本大震災以降、電力の安定供給の確保が重要視されていることから、事業の実施に当たっては、可能な限り発電効率が高い設備や省エネルギー型の設備の採用について検討するとともに、廃熱の回収利用などのエネルギーの有効利用に積極的に努めること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について、市に報告すること。

(4) 事後調査に関する事項

事後調査については、工事中の「土壌汚染」、「産業廃棄物」及び供用時の「大気質」、「緑の質」を行うとしており、この調査項目の選定はおおむね妥当であるが、条例評価書には、調査時期、調査方法等の事後調査計画の内容をより具体的に記載するとともに、個別事項で指摘した内容を踏まえ、目的を明確にして計画的な事後調査を行うこと。

また、事後調査の結果、条例準備書で予測した数値を超えること等により、生活環境の保全に支障が生じる場合は、直ちに市に連絡するとと

もに、生活環境を保全するための適切な措置を講ずること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

| | | |
|-------|-------|-------------------------------------|
| 平成25年 | 4月 1日 | 環境配慮計画書の受理 |
| | 4月 8日 | 環境配慮計画書公告、縦覧開始 |
| | 5月 7日 | 環境配慮計画書の縦覧終了、意見書の締切り 意見書提出 3名、3通 |
| | 5月30日 | 環境配慮計画見解書の受理 |
| | 6月 6日 | 環境配慮計画見解書公告、縦覧開始 |
| | 6月18日 | 市長から審議会に環境配慮計画書について 諮問 |
| | 6月20日 | 環境配慮計画見解書の縦覧終了 |
| | 8月 5日 | 審議会から市長に環境配慮計画書について 答申 |
| | 8月12日 | 環境配慮計画審査書公告 環境配慮計画策定者宛て送付 |
| 平成26年 | 4月 7日 | 指定開発行為実施届及び条例方法書の受理 |
| | 4月14日 | 条例方法書公告、縦覧開始 |
| | 5月28日 | 条例方法書の縦覧終了、意見書の締切り 意見書提出 8名、8通 |
| | 5月30日 | 市長から審議会に条例方法書について諮問 |
| | 7月14日 | 審議会から市長に条例方法書について答申 |
| | 7月18日 | 条例方法審査書公告、指定開発行為者宛て 送付 |
| 平成27年 | 6月 8日 | 条例準備書の受理 |
| | 6月15日 | 条例準備書公告、縦覧開始 |
| | 7月29日 | 条例準備書の縦覧終了、意見書の締切り 意見書提出 3名、3通 |

| | | |
|-------|--------|--|
| 平成27年 | 9月 3日 | 条例見解書の受理 |
| | 9月10日 | 条例見解書公告、縦覧開始 |
| | 9月24日 | 条例見解書の縦覧終了 公聴会において意見を述べたい旨の申出の 締切り |
| | 10月 1日 | 公聴会開催公告 |
| | 10月15日 | 公聴会の傍聴の申込の締切り |
| | 10月31日 | 公聴会開催 公述人 1名、傍聴人 2名 |
| 平成28年 | 1月15日 | 市長から審議会に条例準備書について諮問 |
| | 2月23日 | 審議会から市長に条例準備書について答申 |
| | 3月 2日 | 条例審査書公告、指定開発行為者宛て送付 |

4 川崎市環境影響評価審議会における審議経過

| | | |
|-------|-------|------------------------------|
| 平成25年 | 6月18日 | 審議会（現地視察） |
| | 6月24日 | 審議会（環境配慮計画書事業者説明及び審議） |
| | 8月 2日 | 審議会（環境配慮計画書答申案審議） |
| 平成26年 | 5月30日 | 審議会（現地視察） |
| | 6月13日 | 審議会（条例方法書事業者説明及び審議） |
| | 7月11日 | 審議会（条例方法書答申案審議） |
| 平成28年 | 1月15日 | 審議会（条例準備書事業者説明及び審議、 現地視察） |
| | 2月22日 | 審議会（条例準備書答申案審議） |